

議案第 6 4 号

北名古屋市高齢者福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正
について

北名古屋市高齢者福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 6 年 8 月 2 7 日 提出

北名古屋市 長 太 田 考 則

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市憩いの家ふたば荘の廃止及び字句の
整理をするため、本条例の一部を改める必要があるからである。

北名古屋市高齢者福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

北名古屋市高齢者福祉施設の設置及び管理に関する条例（平成１８年北名古屋市条例第１１０号）の一部を次のように改正する。

第２条の表北名古屋市憩いの家ふたば荘の項を削る。

第６条第２号中「き損する」を「毀損する」に改める。

第１３条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表中

「さくら荘

使用区分 室名	午前９時～正 午又は午後１ 時～午後４時	午前９時～午 後４時	超過１時間に つき
	円	円	円
大広間	１，０８０	２，１６０	４６０
集会室	７８０	１，５６０	３３０
会議室	７８０	１，５６０	３３０
休養室	３９０	７８０	１６０
茶室	３９０	７８０	１６０

ふたば荘

使用区分 室名	午前９時～正 午又は午後１ 時～午後４時	午前９時～午 後４時	超過１時間に つき
	円	円	円
大広間	９３０	１，８６０	４００
集会室	９３０	１，８６０	４００
会議室	９９０	１，９８０	４２０
休養室	３９０	７８０	１６０
茶室	３９０	７８０	１６０

備考

1 超過時間は、1 時間を限度とし、「超過 1 時間につき」の欄の使用料の算定について、1 時間未満の使用であっても 1 時間に切り上げるものとする。

2 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の 1. 2 倍の額とする。ただし、その額に 1 0 円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

」を

「さくら荘

使用区分 室名	午前 9 時～正 午又は午後 1 時～午後 4 時	午前 9 時～午 後 4 時	超過 1 時間 につき
	円	円	円
大広間	1, 0 8 0	2, 1 6 0	4 6 0
集会室	7 8 0	1, 5 6 0	3 3 0
会議室	7 8 0	1, 5 6 0	3 3 0
休養室	3 9 0	7 8 0	1 6 0
茶室	3 9 0	7 8 0	1 6 0

備考

1 超過時間は、1 時間を限度とし、「超過 1 時間につき」の欄の使用料の算定について、1 時間未満の使用であっても 1 時間に切り上げるものとする。

2 市内に在住し、在勤し、又は在学する者以外の者の使用料については、通常の使用料の 1. 2 倍の額とする。ただし、その額に 1 0 円未満の端数が生ずるときは、その端数を切り捨てた額とする。

」に

改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。